

第33回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成21年4月27日（月）

会議の成立

委員総数14名 出席委員数10名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 井上、笠原、合田、杉本、高橋、田巻、中山、橋本、水口、三原
- ・欠席委員 ～ 荒井、逢坂、浦西、小野寺

配布資料について

〔中山座長〕

- ・委員から資料提出があるので、簡単に説明願う。

〔笠原委員〕

- ・前回、総合計画や事務評価を話し合ったが、北見市教育委員会でも教育委員会点検評価報告が出された。
- ・佐賀市の場合、第三者委員会の評価委員会が設置されている記事を見つけた。
- ・総合計画や行政評価のあり方などの参考資料になればと思い資料提出した。

〔中山座長〕

- ・資料1として前回保留していた総合計画の関係で、北見市と多治見市でどう違うのか確認した上で、もう一度条文の書き方を検討することとしていたので、事務局から説明願う。

〔事務局～企画課長〕

- ・実際に多治見市の総合計画がどのようになっているか確認するため、前回議論を保留した。
- ・資料1の多治見市総合計画は、計画の体系は北見市と同じく基本構想と基本計画から成っている。その下に北見市の場合は実施計画と言っているものが、多治見市の場合は実行計画となっている。これが大きな枠組みである。
- ・北見市が10年間の基本構想で、基本計画が5年ごとの見直しができるよう前期5年、後期5年の区切りとなっている。
- ・多治見市は基本構想8年間となっており、前期4年、後期4年としており、前期が始まる1年前に市長選挙があり、そこで当選した市長が掲げたマニフェストを加味して前期計画がスタートしていく。

- ・そして前期計画の最終年に選挙があるので、その時の市長マニフェストを加味して後期計画を作っており、4年4年の8年で市長の任期に合わせて総合計画が動いており、それが北見市と大きく異なっている点である。
- ・基本計画と書いてある表紙の次ページ右側が基本計画の中身になっており、中段から下に基盤整備の基本計画事業 95 から 110 まで記載しており、これが具体的にどの事業を実施するか基本計画に位置付けされている。
- ・北見市の場合、基本計画にはここまで詳しくは謳っていない。ここまで詳しいのは実施計画の中で位置付けしている。
- ・北見市の実施計画が多治見市の基本計画になっている。ここも大きく異なる点である。
- ・次ページにあるのが実行計画というものである。具体的な事業を今後3年間、それからそれ以降どのような進め方をしていくか細かく記載されており、ある意味実施計画の進行管理を十分兼ねている表だと受け止めた。
- ・これらのことを加味しながら、18条「総合計画」について再度ご議論いただければ。

〔中山座長〕

- ・前回の会議内容の確認をした後、18条「総合計画」を議論していきたい。

前回（第32回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前回は、たたき台の「第5章 市長等」「第2節 市政の運営」として、総合計画、財政運営、行政評価について条文検討を行った。
- ・中でも、第18条の総合計画に関する条文検討に多くの時間を費やし、新しい北見市の総合計画の作り方や実施計画との関連性等について事務局より説明を受けながら、また、対案として多治見市及び神原私案の条例文を参考にしながら協議を進めた。
- ・第1項の「実施計画」は総合計画と一体となっていないことから文言を削除することとし、第3項では進行管理の状況を公表することを加えた。
- ・ただし、計画の見直しに関する書き方については一旦保留として、多治見市の総合計画などの内容を確認した後、再度検討することとした。
- ・第19条の財政運営、第20条の行政評価については、共に、市民に分かり易く公表するということを明記することとした。

条文の検討

第18条（総合計画）

〔中山座長〕

- ・前回保留していた見直しに関する部分を再開する。事務局から説明のあったとおり多治見市では市長任期に伴って見直しをかけるということが北見市にも取り入れた方が良い

のかどうか。

- ・ 1点事務局に確認する。多治見市の資料では市長任期がきっちり守られた場合が前提になっていると思うが、今回の北見市のような任期途中となるとどうなるのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・ 4年任期で前期後期に分けているが、任期途中で終わった場合にどうなるのかという疑問はある。確認はしていないが、当然マニフェストを基に見直していくとなると、途中でも見直し作業は行っているのではないかと思う。そうでなければ、全体の整合性が取れないと感じる。
- ・ 任期途中で市長選挙があるということは、非常に大きな行政課題が争点になっていると考えられるので、当然そうしたものが一番反映されなければならないと思う。

〔中山座長〕

- ・ 多治見市では実施計画を含んでおり、北見市は実施計画を含まず基本構想と基本計画を記載している総合計画であり、その辺について議論していきたい。

〔笠原委員〕

- ・ 先ほどの佐賀市の資料を行政評価ということで配った。北見市教育委員会でも今回初めて行い、教育長の所信表明も今回初めて載せられた。
- ・ 豊田市の教育委員会点検評価報告書の冒頭に、豊田市の総合計画を上位計画とする。教育分野の総合的な計画と書いてある。
- ・ そうなると総合計画の位置付けの問題や進行計画など、すべての事業計画の体系化などを市民に分かりやすくする観点、選挙から言っても市長の施策が反映されるべきと考え、見直しにおいては任期、計画については最上位の計画であり、それを市民が分かるためには進行管理、公表、全体が体系化されたものであることが望ましいと考える。
- ・ 北見市の場合は自治区が設置してあるので、かなり複雑になると思うが統一した体系化をすることによって自治区の位置だとか、北見市全体の関係など市民にとって分かりやすくなると思う。
- ・ 実施計画をある程度出してもらった方がよい。基本構想、基本計画だけだと具体的なものが見えない。

〔中山座長〕

- ・ 総合計画に関し位置付けを見直すことも踏まえて、市長任期での見直しをかけた方がよいという意見がある。
- ・ 市長任期での見直しを全面に出すと、それ以外は見直さなくても良いのではととられるので、あえて書かない方がよいのではないかという意見が前回あったが。

〔水口委員〕

- ・ 当然何かあったら見直しをするのは当たり前であり、あえて書く必要があるのか気にかかる。私自身は市長が変わろうが変わるまいが、社会状況や情勢が変われば見直しは起きてくると思うので、市長の任期ごとなど時期まで書くことは必要ないのではと感じる。

〔三原委員〕

- ・ 水口委員が言われるとおり、変化があれば見直ししなければいけない訳であり、ここに言葉として入れるかどうか。

〔橋本委員〕

- ・留辺蘂などでは過去にも見直しがされていたと思う。見直しは必要であるが、市長の任期などとなるとどうなのか。

〔田巻委員〕

- ・見直しは必要である。市長任期などに入れるとなると分からない。

〔高橋委員〕

- ・北見市の総合計画を見ると、多治見市のように具体的ではない。多治見市のような形だどこまで書いておかないとならないと思う。
- ・北見の場合は、大まかな感じなので特に見直す必要がないのでは。具体性に欠けている分、逆に色々なことが出来るのでは。
- ・もし総合計画を作り直すということであれば、多治見市までやるとガチガチ過ぎると思うが、今とは違うシステムになっていく場合は、見直しが必要になっていくと思う。

〔杉本委員〕

- ・原則的に言うと情報公開は積極的にやっていくスタンスだと思う。そのスタンスから言えば基本計画は多治見市に近いぐらいのことをやらなければ積極的に情報公開したことになるのでは。
- ・見直しは当然としても、今回みたいに市の将来を左右するような状態で、今までの市長と方向が大きく違うマニフェストで当選した場合、そのマニフェストに従って見直しをかけなければならない。
- ・確かにインフラ等の事業の継続性を考えれば、全部が変わるのもではないが、住民の声が反映されたマニフェストは重要視しなければならない。
- ・必要に応じて見直すことは良いと思う。任期や新しいマニフェストが出てきた時などはやらなければいけない。人が変わったからではなく、新しい政策が出てきた時にやらなければいけない。

〔合田委員〕

- ・この総合計画では5年ごとの見直しだが、社会情勢の変化が5年とは限らないので、必要に応じて見直す方が、活きた総合計画になると思う。

〔井上委員〕

- ・「必要に応じて」の中に、みなさんが言われた任期などの事柄が入ると言う位置付けさえしておけば、具体的に書かなくても良いのではないか。
- ・ここで具体的に書くと、他の条文と違い、ここだけ具体化されてしまう。

〔中山座長〕

- ・できれば「必要に応じて」などの言い方として、解説の中で具体的例を書き出すことで如何か。

〔笠原委員〕

- ・選挙で明確な政策が出たときに、総合計画そのものも全面的に見直さなければならない状況が生まれると思う。
- ・確かにたたき台からいけば「必要に応じて」とあるが、その前の主体が明確でない。市長等とはあるが。その部分と北見市の総合計画も極めて具体性がない。誰がどうやって

決めていくか明確にならない。実際の実施計画がどう言うメニューの中から、どこの場面で誰が選んでいくのか見えない。

- ・抽象的なものが多すぎて、もう一步踏み込んだ形にする。行政評価や市民が参画する場面など、市民にとって5年でも10年でも具体的に何するか見えないと評価もできない。
- ・一定程度構造過程が見える仕組みが保証されるなら、条文の文言に拘る訳ではないが、他市でも「市長任期」と明記しているところは多治見市以外はないと思う。それだけインパクトが強い。現在の北見市にとって必要なことはそう言うことだと思う。
- ・そうでないと総合計画の中で5年間で見直すとしており、自分の中で自分の解釈で見直すことができる。それを「市長等」の中に含まれてしまったら、それで良いのかと思う。
- ・そのこの部分の歯止めと言うか限界をきちっとしたルールで明示されるのであれば良いが。

〔水口委員〕

- ・笠原委員が言うことと共通している部分はある。総合計画を読めば読むほど残念ながら首を傾げることが多い。だからこう言う論議になる。もっと具体的に方向性が示される総合計画であればこんな論議にはならない。
- ・根底がそうだから笠原委員も拘るのだと思うし、私もそう思うが出来てしまっているので、見直しますと大きく書くしかないのでは。

〔中山座長〕

- ・総合計画自体の策定の仕方でもっと実施計画が具体的に組み込まれるべきではないかという意見があった。

〔水口委員〕

- ・確認したい。ここで書く総合計画の見直しと総合計画に書いてある5年で見直すのとはどちらがウエイト高いのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・総合計画の5年ごとに見直すというのは、前期基本計画の第2章の分野別施策の基本計画の主要施策を5年後に見直すと言っているが、例えば道路整備と言っても何処の道路を整備するかはこの計画では見えない。
- ・それを何処の道路整備を行うかは、北見の場合は実施計画で個別の事業を位置付けている。実施計画は毎年毎年見直しており、今回の市長選挙が終わった後、新しい市長が都市再生については1回見直しをかける公約を掲げたので、都市再生に係る事業は全て1回実施計画から落として見直しをかけている。新たに合意がなされた段階で実施計画にまた位置付けていくことは行っている。
- ・ただし、多治見市と違って北見市の総合計画にはそこまで見える形にはなっていない。

〔杉本委員〕

- ・問題なのは、具体的な例が見えないからである。もし、具体例が多治見市みたいであれば見直しかける時もかけない時も分かる。具体例がないから混乱するのであり、具体的政策が出ていれば「必要に応じて見直す」で十分大丈夫である。
- ・総合計画に関しては、多治見市みたくやれば任期や新しい施策は出てこなくても良い。具体的なものが見えていれば状況判断ができるので必要ない。
- ・だから総合計画で具体的に見えるようきちんと作ってということである。

〔笠原委員〕

- ・事務局から言われたように、市長が実際に総合計画をあるフィルターにかけ自分の施策方針に見直している。これは当然だと思う。
- ・ただ、問題なのは例えば実施計画をまち協が選択する訳だが、何に基づいて優先順位を決めたら良いのが、個人の判断で終わってしまう。
- ・例えば、本当は市長が言われる「安心・安全」というテーマを最優先と考えた場合に、100本ぐらいある道路の優先度というのは当然出てくる。
- ・また、他の分野の医療や社会的保障への予算配分だとかを、まち協の委員もこういう方針や判断基準でやるなら分かりやすい。
- ・まち協も関わって、実際には毎年見直すが大まかに3年5年ぐらいの計画の進捗状況であれば、これはこう言う理由で最優先であり、これはこう言う理由で先延ばしした事業だとか、100%完成したとか、まだ80%だとかとなると分かりやすい。
- ・具体性がないということと、基準が明確にされないから、総合計画でどこまで書くかで行政評価や市民への説明責任にも関わってくる。
- ・先ほど水口委員が言われた総合計画とまちづくり条例とどちらが優位性があるのかとの質問は、一番初めの説明でまちづくり条例があって総合計画があるという説明であった。
- ・当然、まちづくり条例が上位である。ただ、現実には総合計画は進んでいる。その整合性についても市長や市役所内部で少しずつ、何年間か時間かけながらそう言う方向に条例の中ではある程度明記しておいても良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・特に自治区の均衡ある発展ということもあり、何処でどうお金が使われ、どの計画の中で位置付けられているのかなど分かりやすくする必要はある。
- ・分かりやすく公表するということから、総合計画の中で実施計画が含まれていて、必要に応じて見直しが行われるべきだろうと思う。
- ・残念ながら既に総合計画は策定され動いているので、我々としてはこうして欲しいと提案するしかないと思う。その方法ではダメか。
- ・総合計画の中では、構想と基本計画しかないが、実施計画も含んでどう言う位置付けで実施されているのか分かりやすくやってみよう。

〔笠原委員〕

- ・今進んでいる総合計画については、見直すというところでこの条例が初めて生きてくる。
- ・2～3年かけて市長の任期の中で条例の優先度が高いのであれば、それに従ったかたちで総合計画そのものも考え方を変えていくとか、見直していくことや内容も充実していく方向で検討してもらえれば良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・総合計画を読むと、どうしても総合心構えにしか見えない。具体性が全くない。総合心構えの評価のしようがない。毎年見直すのであれば見える形にしなければならない。

〔井上委員〕

- ・実際に、総合計画は基本構想と基本計画から成り、それは必要に応じて見直し、実施計画については毎年見直しなど実際にやっていることを書いていくことではダメか。

- ・市長の任期に関わらず、総合計画がどう言う構造になっていて、何年ごとに見直しが必要であって、さらに実施計画が毎年どう言う状況で見直しが必要であるから、きちんと行うという位置付けではどうか。

〔中山座長〕

- ・実施計画が総合計画の中に入っていないので、そこまで書いて良いのかどうか。

〔事務局～企画課長〕

- ・総合計画はまちづくりをしていく上で最上位の計画なので、当然、基本計画の中で具体的なことが市民に見えてないとおかしいだろうと言うのが、みなさんのご意見だと思う。
- ・今後見直していくのであれば、見直しに際してはそうしたことも含めて変えていってはどうだろうという投げかけではないかと感じる。

〔杉本委員〕

- ・私も任期とかではなく、毎年やるのであれば見えるようにしていけば良いだけだと思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・既にスタートしているので、すぐには言えないが今後この条例ができた時、色々な状況が変化していった時に、総合計画の作りも含めて少し見直しを考えたら、基本計画にもう少し多治見市みたく個々の事業が見えるようにした方が良いとの意見だと思う。

〔中山座長〕

- ・確かに一冊の本の中に、事業計画まで含まれて、どう言う順位なのか、どう言う理由なのか分かればすごく良い。

〔井上委員〕

- ・5年間でここまでもって行きたいと言う大枠の骨子と実施計画がもっとラフな感じで修正可能な感じでやっている方が、ある意味実施計画という感じがする。

〔事務局～企画課長〕

- ・確かに実施計画自体が市民の目になかなか届かない部分もあると思う。

〔中山座長〕

- ・総合計画の中に実施計画を含んで分かりやすく市民の目に触れてほしいというみなさんと同じ意見だと思う。
- ・それに向けて我々市民検討会議が出来ることは、次の見直しに向けて総合計画の検討会があれば見直しをかけてもらえるように提案していく。
- ・それとは別に、条文の中に総合計画は必要に応じて見直しを行わなければならないと入れては如何か。

〔笠原委員〕

- ・既に第3条（条例の位置付け）の2項でそのことが含まれて決められたと思う。条例規則は当然のこと「重要な計画の策定又は変更に当たっては、この条例の趣旨を十分に尊重し」と謳っているので、総合計画をここでどう言う決め方をしても直ちに合わせる必要はない。
- ・第3条の2項からいけば、今後の課題として残るので別に提言だとか言わなくても良いのではないか。でないとその条例の意味が単なる提言集で終わってしまうことに成りかねない。

〔中山座長〕

- ・ということは・・・。

〔笠原委員〕

- ・提言とかではなく、条例としてはこう決めましたとすれば良いのでは。
- ・条例が出来た段階で、市長が条例その他計画等を見直す時に、この条例の趣旨に沿ったかたちで見直してくださいと言うメッセージが込められている。

〔中山座長〕

- ・具体的にはどうすれば。

〔笠原委員〕

- ・個人的には、「市長の任期」の文言が一番問題であるが、見直しの契機をどこにするか。

〔中山座長〕

- ・項立てをして、「市長の任期ごとに見直す」ということを入れるということか。

〔笠原委員〕

- ・ただ現実には、市長が今回変わって市長の目で結構変わっていると思う。
- ・暗黙の了解とするのか、明記するのかわかと思う。市長が替わると絶対見直すのだから。

〔井上委員〕

- ・私も趣旨は同じで、市長任期ではなく、計画も計画だけでなく計画に基づいた実施内容について市民に分かりやすく理解できるように公表するように努めるのが良いと思う。
- ・総合計画がどのように計画された内容が実践され、その実践からどのように評価され、次にフィードバックされたかをみんなが知りたいということとそれを知らせる必要性があるということはこの条例に位置付けたら如何か。

〔杉本委員〕

- ・前に 18 条の 1 項に変更はあったか。

〔中山座長〕

- ・18 条 1 項は、実施計画は含まれていないので「実施計画」という言葉はなくした。

〔杉本委員〕

- ・見えているか見えていないかだけだと思う。基本計画が基本心構えだけだったらダメであり、チェックも何も出来ないのも、基本計画のところを実施計画だとか詳細なものを作って公開するとすれば、市民の目でも評価できるし食い違いが出てこない。
- ・基本計画のところには、事業計画を詳細に作って積極的に公開するスタンスを第 18 条に盛り込めば、3 項はこのままだも良いのではないか。

〔井上委員〕

- ・行政評価との関連が良く分からないが、様々な事業に対して評価するのが行政評価であり、総合計画は 18 条でこう言うもので、財政は 19 条でこうで、行政評価は 20 条できちんと謳えば良いのではと思う。

〔中山座長〕

- ・20 条は前回議論したときに、「市長等は、総合計画などに基づいて数値を用いるなど、実施する事務事業の成果、達成度等の評価を行い、分かりやすく公表するものとする」と修正したから入っている。

〔杉本委員〕

- ・評価には色々な評価がある訳で、本来は市民の目での評価が一番大事であり、行政内部での評価ではない。
- ・総合計画側でもきちんとやっておけば、行政評価のところでもきちんと動く。20条で総合計画に基づくとしていると同時に、総合計画側で市民に見えるかたちでなければならない。そうでないと行政評価側も怪しく見えてしまう。

〔井上委員〕

- ・評価は入れないで18条には計画に基づいた年度毎の実施計画を考慮するでは。

〔杉本委員〕

- ・それでも良いし、極端な話、評価の方法が変わってしまうかもしれない。色々な評価の仕方があるから。評価するものが総合心構えだったら、心構えをなかなか変更できない。だから総合計画をきちんとしないとダメだ。

〔中山座長〕

- ・具体的に例をあげるとすれば。

〔杉本委員〕

- ・18条は、「基本計画及び実施計画を策定するものとする」ということだが。

〔中山座長〕

- ・「実施計画」は消えた。

〔杉本委員〕

- ・文章そのものとして「積極的に公開するものとする」など入れれば良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・第3項に「その状況を公表しなければならない」と加えたので、既に入っている。

〔杉本委員〕

- ・その前提として、最初の計画をきちんと公表してなければならない。

〔笠原委員〕

- ・削除した「実施計画」を入れることによって、総合計画の中身はここまでだと明確になるのではないか。

〔中山座長〕

- ・事務局へ確認。今入っていない実施計画を入れておくと言うことは如何か。

〔事務局～企画課長〕

- ・文言整理させていただきたい。この総合計画自体は基本構想と基本計画から成っているが、具体的にこれに基づいて作っているのが実施計画なので、この3つは同じ括り。
- ・今この文章は実施計画まで含めて「以下、「総合計画」という」と書いているので、こっただけ変えさせてもらい、あくまでも基本構想と基本計画は総合計画であるが、当然その後の実施計画を入れて少し文言整理させていただきたい。

〔中山座長〕

- ・みなさん実施計画を残した方が良いとのことなので、残していく方向で。

〔笠原委員〕

- ・たたき台の最初に実施計画が出てきたので、これで総合計画の構造が分かる。

・今動いている中身が、総合計画のことを言っている訳ではない。

〔中山座長〕

・実施計画が入るとすると、あとは市長任期等を新たな項を作って入れるかどうか。

〔笠原委員〕

・解説の部分で、市長選挙後だとか行われた際だとか、ただ、市長選挙以外では緊急、災害の場合でも普通は基本計画に触らない。

・「必要に応じて」にすると意味が曖昧な感じになる気がする。

・総合計画の位置付けを明記した方が良いのではないかと。教育委員会の行政評価でも話したが、次に19条の財政でも総合計画に掲げているからお金も出すということだから、整合性、統一性があり、すべてお金のかかることは総合計画に基づいてやるということで明記した方が良いと思う。

〔中山座長〕

・実施計画を入れるのであれば、政策上の最上位の計画であると入れた方が良いとの意見。

・実施計画を入れることと、最上位計画の明記について、みなさんどう思うか。

〔高橋委員〕

・事務局へ質問。総合計画を見ると目標値が設定されたらお金のかかることが、いっぱい書かれているがこれが出来た段階で予算のバックデータはあるのか。

〔事務局～企画財政部次長〕

・その段階では予算のバックデータはない。ただ、実施計画の段階では当然ある。

〔高橋委員〕

・あとは公表するだけである。

〔事務局～企画財政部次長〕

・毎年度公表している。

〔高橋委員〕

・それが分かりやすく、これに載ってくれば。人、物、金、時間は絶対かかるものだが、それが見えてないと上手くいったか分からない。

〔事務局～企画財政部次長〕

・お金の面だと、多治見市も示せていない。

〔高橋委員〕

・多治見市の資料の後ろに、予算も時間も記載されている。

〔事務局～企画財政部次長〕

・実行計画では記載されている。北見市でも実施計画には記載されている。

〔高橋委員〕

・15条の2で「最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営」とある。これも評価しなければならぬのなら、そこが明確になっていけばスムーズにいくと思うが。

〔中山座長〕

・2項は無くなりました。

〔笠原委員〕

・そこは19条に移行したと言うか、19条でそこを含ませた財政運営と言うことで。

〔高橋委員〕

- ・分かった。

〔笠原委員〕

- ・総合計画に基づかないものは、基本的にはお金を出さないと解釈すれば良いが。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・総合計画に基づかない実施計画はない。

〔笠原委員〕

- ・具体性が総合計画を読んだ時に浮かぶかと言うと、浮かばない。そこが問題。

〔高橋委員〕

- ・協働によるまちづくりと書かれているが、これは予算が組まれていて書かれたものなのか、市民にやってもらいたいと思って書かれたものなのかが出てくると思う。

〔笠原委員〕

- ・今それに触れたくないことだが。
- ・そもそもこの総合計画はどっちなのかと言うこと。

〔中山座長〕

- ・この総合計画はおいて置き、我々の理想とする総合計画を論議する。
- ・実施計画を入れることと、総合計画は市の最上位の計画であることを付け加える。
- ・もう一つは、議論途中であるが「必要に応じて見直しをしなければならない」。ここは解説部分で例えば、市長が変わるとか、新しい政策が出てきたときなど具体的な例を挙げることで如何か。

〔笠原委員〕

- ・実施計画も含めて最上位の計画となれば、他の計画は全てこれに基づいて体系化されていかなければならないので、さらに進行管理もやるとなれば最高責任者は市長なので、それでも構わない。

〔中山座長〕

- ・確認。18条1項で「実施計画」は削除していたが、復活させて、ただし、文言整理が必要であるが、「以下、総合計画」の()は今のところ実施計画が入らないように整合性をとって、基本計画の後ろにもってくる。
- ・総合計画は市の政策を定める最上位の計画であることを追加する(新たな項で)。
- ・総合計画は必要に応じて見直さなければならない(総合計画を主語に)。そして具体的な例として、解説の中で政策等の変更、市長の交代などを書くことで如何か。

〔事務局～企画課長〕

- ・確認。3項までだったが5項ぐらいまでになることで良いか。
- ・1つ目。1項部分を文言整理し、「策定し公表する」ということ。
- ・2つ目。総合計画の位置付けを明確に。
- ・3つ目。市民参加の充実。
- ・4つ目。総合計画の進行管理を適正に行い、その結果を公表していく。
- ・5つ目。総合計画は必要に応じて見直していく。
- ・と言うことで良いか。

〔中山座長〕

- ・良い。総合計画はこれで纏めたさせてもらった。

第21条（組織運営等）

〔中山座長〕

- ・以前の議論で、第2項に文言が追加され確認する。
- ・2項の最後の方「・・・対応できる職員を監督、育成するものとする」とし、「監督」を入れる意見があり、追加したはずである。
- ・それ以外はまだ議論していない。

〔杉本委員〕

- ・職員に対して市長権限は何処まであったのか。市長の政策を実現するためには、実行する実行部隊が必要であるが、それに対してどうだったか。
- ・筋としてはこれで良いと思う。

〔笠原委員〕

- ・やはり「監督」と言うのはどうも良くない。
- ・人事評価には関わるとは思うが。まずはやる気を出してもらわないと。この条例で「監督」と言うのは・・・。
- ・大阪府みたく政策を実現するにはスタッフ全員総入れ替えみたいに、人事権と財政権は持っている訳だから、予めこの条文に「監督する」を入れない方が良いのでは。

〔水口委員〕

- ・「監督」と言う言葉を使うと、管理が強く出て、市民の目でと言っていることと違いがあり、違和感がある。
- ・育成だけで良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・「監督」は削除し、そのままの条文にする。
- ・第21条1項と2項はこのままとする。

第22条（出資団体等に対する関与）

〔中山座長〕

- ・団体で付け加えるもの等があれば。

〔杉本委員〕

- ・出資している法人等に関しては、報告書は受けて、さらに公表するぐらいのことは書いておいた方が良いと思うが。
- ・市が出資しているからには、透明性は持ってもらわないといけない。

〔中山座長〕

- ・どのぐらいのレベルで書き込めば良いか。

〔杉本委員〕

- ・必要性は当たり前なので、定期的に検討し公開するでも良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・具体的には経営状況もか。

〔杉本委員〕

- ・経営状況でもある。市が出資しているからには、その責任がある。

〔笠原委員〕

- ・「その必要性について定期的に検討する」となると、後ほど出てくる監査や行政評価に関わるように受ける。
- ・それよりは、ここで想定されるのは共働の対象になるような様々な団体、或いは公的資金を繰り入れている団体だと思うが、であれば定期的に検討するのはこの部分ではなくて、ここでやるのは活動を公表していくこと。
- ・市民に分かってもらうこと。内部で定期的に検討されても仕方ないことだ。

〔中山座長〕

- ・活動の状況とその成果を公表するという表現。

〔水口委員〕

- ・活動だけではなく、出資をしている訳だから決算状況等を公開しなければならない。
- ・それが無いと団体もその辺が曖昧になって検討するとかになるので、きちんと公開をするなど明確にしないとダメだ。

〔中山座長〕

- ・笠原委員から29条（監査）という話も出たが、29条に含めるというのは如何か。

〔水口委員〕

- ・外郭団体、外部出資団体だから別ではないか。

〔笠原委員〕

- ・出資団体だから。ただ、団体等だから何処まで含めるか別な話だと思う。

〔杉本委員〕

- ・出資しているのは株主だから、株主総会に出て、その報告書を見て公開するのは当たり前である。金が纏わることは全て透明性を持たせないといけない。

〔中山座長〕

- ・「運営体制や経営状況また活動状況や成果を公表する」このあたりの言葉をキーワードに入れる。

〔笠原委員〕

- ・札幌市では天下りの全面禁止だとか、この場でそこまで論議する話ではないが、出資している団体の活動や財政運営だとか、メンバーなどもそういう事によって分かる。

〔水口委員〕

- ・北見市だって外郭団体等沢山あって、結構入っており、一概に悪いとは言わないが、それに関する事は何処かできちんと規定しなければいけない。

〔中山座長〕

- ・確認。第1項とは別に項目を立てて、運営体制や経営状況また活動の成果及びその評価を公表すると言うこの言葉をキーワードに追加する。

〔杉本委員〕

- ・第1項の「その必要性について」は必要ないと思う。

〔笠原委員〕

- ・それは削除。

〔中山座長〕

- ・確認。22条第1項「その必要性について」を削除する。あとで文言整理必要。
- ・2項を「運営体制や経営状況、活動の成果及びその評価を公表する」と言うこの言葉をキーワードに追加する

〔杉本委員〕

- ・住民協働推進補助金等も成果を求められている。だから同じルールでやっていただく。

〔中山座長〕

- ・22条の(1)～(4)はこのままで良いか。(意見なし)それではこれはこのままとする。

第23条(災害等への対応)

〔中山座長〕

- ・23条に関しては、如何か。

〔杉本委員〕

- ・「迅速かつ的確に対応できる体制を整備するとともに」とあるが、この中には共働の精神が入っていないかならぬと思う。
- ・必要なのは市民側の団体協力ではないかと思う。

〔中山座長〕

- ・これだとあくまでも行政側から見た対応である。まちづくり条例からだ少し寂しいか。
- ・災害等への対応(危機管理)は他市でも入っているのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・最近多くなっていると言う神原先生の話であった。
- ・先生の話では「危機管理は政策だが、住民の生命、自由、財産を守ることは、自治体が存立する根本理由であるので、危機管理を入れるのは良いのではないか」、「災害や事故などの問題にどう対応していくか」と言う話であった。
- ・以前渡した資料では、6市が危機管理に関する記述をしている状況である。少ないと言えば少ないかもしれない。

〔中山座長〕

- ・たたき台で市民や市民の連携が入っていないのは・・・。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・ここは、5章の市長等であり、市政の運営についてどのようなまちづくりをしていくか。
- ・市長等は災害等への対応について、どう言う責務や根拠があるかなどの観点での切り口である。
- ・もし仮に、市民に同様の対応を求めるとしたら、第3章の「市民」若しくは8章の「地域自治」での記述になると思う。

〔合田委員〕

- ・太田市の危機管理を見ると、市民の立場からも書かれている。

- ・「市民は、災害等に備え自ら考え、緊急時には地域で相互に助け合います。」と記載されており、市民の立場から書くことはできないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・市長側から、市民側から両方から規定するのであれば、市長等から外して太田市と同じように別立ての章に記載することは可能である。

〔事務局～企画財政部次長〕

- ・第8章「地域自治」37条（市民活動）や38条（コミュニティ）など災害とは明記していないが、それに近い切り口の条文を記載している構成になっている。
- ・あえて「市長等」の中で記載をするのか、「地域自治」に記載するのか、「市民」で記載するのか選択肢はある。

〔中山座長〕

- ・この場所では、この書き方しか出来ない。
- ・合田委員から言われた共働の事を入れるのであれば、別な章立てが必要と考える。
- ・別な章立てとした場合、条文が一つしかないのは寂しい。

〔高橋委員〕

- ・41条で「国、北海道その他の自治体との連携」とあるのに、23条でも書いてあるのは市長等だけだからと言うのも何か変な感じがする。

〔中山座長〕

- ・それは市長等が連携するから必要だと思う。

〔高橋委員〕

- ・一方通行なのか。

〔笠原委員〕

- ・第1条の目的と第2条の用語の定義の中にも、「安全で安心な暮らしを」とあるので、別立ての方が分かりやすいと思う。
- ・目玉的にも入れた方が良いのだから、別立ての方が市民も市も協力してやるとした方が分かりやすいと思う。
- ・地域づくりとの連携は当然あるが、新たに章を作った方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・新たに作るとすれば、「安全安心のまちづくり」とし、23条とそれ以外に市民はと言う主語から始まる条文が加わる。

〔井上委員〕

- ・別な項目を作ったときに、市民の立場が、市長等の立場がとそれぞれ入れると言う事か。

〔中山座長〕

- ・そうである。新たな「安全安心なまちづくり」という章を立てて。

〔笠原委員〕

- ・結局、この章立てを見ていくと、機能化され役割分担が明確である。
- ・市と市民が一緒になってやる場面があるようでないので、全体の部分があっても良いと思う。
- ・そのキーワードの一つが「安全安心」。

〔中山座長〕

- ・別な章立てにして、「市長等は」の項と「市民は」の項の2つの項で条文を作ってはとの意見があった。
- ・章の題名は仮で「安心安全なまちづくり」とする。
- ・1項は23条の条文とし、2項は太田市を参考に「市民は、災害等に備え自ら考え、緊急時には地域で相互に助け合います」とする。

〔杉本委員〕

- ・災害時の対応であれば、具体的な政策をイメージするとそれぞれの立場を決めて、シミュレーションをしてなど方法論や対応策などの計画性を盛り込んでおかななくてはいけないと思う。
- ・全部、行政が市民が関係団体か災害に対しての位置付けをしておかなければいけない。
- ・そうすると、そっくり自治の方になってしまうのではと思う。安全対策となれば。
- ・この中で災害ではなく、安全対策となれば防犯から消防から色々なことが出来ると思う。

〔中山座長〕

- ・それは自治へ別立てで加えても良いのかと思う。自治のところで検討する。
- ・ここはやはり危機管理で。
- ・23条は、何章になるが未定だが「安全安心なまちづくり」(仮称)の章を新たに立てて、23条はこのまま1項とし、2項を新たに「市民は、災害等に備え自ら考え、緊急時には地域で相互に助け合います」を加える。

〔杉本委員〕

- ・そこに計画も入れてほしい。

〔中山座長〕

- ・どのあたりに入れるか。

〔杉本委員〕

- ・ハザードグラウンド等の計画をやらなければならないので、その辺を前提にして対応策を考えておいた方が良くはないか。

〔中山座長〕

- ・計画までを入れた具体的なシナリオまでを考えておくことが必要かどうか。

〔事務局～企画課長〕

- ・防災計画を持っており、法で義務付けされている。
- ・例えば災害が起きた場合には、どう言う行動をすとか、関係団体や各種団体との位置付けなど各市町村で定めている。

〔笠原委員〕

- ・総合計画には、「地域の安全の保護」、「消費者保護の充実」、「地球環境保護」など入ってくる。しかし、今まで論議してきた条文の中には具体的なことはあまりないので今後の話。
- ・いずれにしても危機管理に対する条例、法令、計画も出来上がってはいる。その全体像が市民にとって分からない。ここで項目を作ることによって安心安全な分野はこうですよと分かりやすくなると思う。

〔中山座長〕

- ・市長等にも市民にも、「計画的に」を入れるということか。

〔笠原委員〕

- ・計画の部分と突発の部分がある。突発の部分が起きた時にいかに市民が協力するかが何処の自治体もテーマになっている。
- ・計画そのものはある程度出来上がっている。いかに活かせるか。

〔中山座長〕

- ・入っていて悪い言葉ではないので、「計画的に」を入れるようにする。それは私の方で考える。
- ・新しい章が出来た。23条はこれで終了する。

第3節（公正と信頼の確保） 第24条（法令の遵守等）

〔中山座長〕

- ・まずは24条（法令の遵守等）から。
- ・何か付け加えることはあるか。

〔杉本委員〕

- ・他のところでは良く倫理規定があるが、北見の場合は市長の所得に関する部分だけなのか。（資産公開）
- ・金の倫理はどうしても良いが、きちんとやるかの倫理規定が必要なのかどうか。議員に市長に職員に、或いは市民にも倫理規定があるかもしれない。
- ・そういう倫理規定があって信頼関係ができるのではないかと思う。

〔笠原委員〕

- ・ここで言われているのは職員の法令順守（コンプライアンス）、公益通報、不当要求行為に対する跳ねつけの意味。
- ・具体的に行政運営に関わる公正の確保、透明性の向上を図るために法令を誠実に遵守すると共に、公正な職務執行を確保するために必要な措置を講ずるのが基本だと思う。
- ・市の職員が第三者から不当な要求をされた時に、跳ね返す根拠を明示してあげた方が良いと思う。
- ・倫理規定とは違う。倫理規定は公務員倫理規定があるので、ここで言わなければならない法令順守と言うのは、私の職務はこの条例に基づいてやっているから、誰に違うことを言われても従えませんと言える根拠をここに書いてあげる意味だと考える。

〔事務局～企画課長〕

- ・ここは法令順守であるが、職務に係る倫理の保持は第17条（職員の役割及び責務）で議論した。
- ・内容的には非常に似ている。17条では職員の責務を明確に謳っているので、笠原委員が言われたように表現を少し変えても良いのかもしれない。

〔笠原委員〕

- ・17条では職員の役割を市民の立場で行ってもらうことだが、それ以外にもどんな人に要求されても法令に基づいて行っているということである。

〔水口委員〕

- ・よく法令順守を使うが、間違えると組織防衛に使われる。市民のために組織のためになることが良くある。
- ・使うことは大事なことであるが、使い方は気をつけなければならない。

〔中山座長〕

- ・それでは、24条はこのままで良いか。ではこのままとする。

第25条（行政手続）

〔中山座長〕

- ・以前、行政手続の発言があったが、杉本委員如何か。

〔杉本委員〕

- ・パブリックコメントは行政手続法の中で定義されていることであり、情報公開や意見公募など色々な手続が定められている。

〔中山座長〕

- ・市民からの申請や要望に対しても入っていることか。

〔杉本委員〕

- ・手続とは政策に関し市民と行政がどうコミュニケーションをとるかということ。
- ・北見市の条例は、市民とのコミュニケーションのスタンスではなく、事務的な取決めが条例の中に入っている。

〔中山座長〕

- ・もう少し具体的に書いた方が良いのか。

〔杉本委員〕

- ・行政手続という名称で良いのか分からない。色々な政策を行った時に、市民公募を受けたりした方が良い。北見市の条例では、届出や書類作成だけのようなどころがある。

〔事務局～企画課長〕

- ・行政手続法の関係は、申請に対する処分や不利益処分、行政処分や届出について定められており、あくまでも国に関わる部分だけで、地方公共団体は適用除外になっている。
- ・法改正があり、意見公募手続についても増えた。市町村は適用除外であるが、努力義務があり、それを担保するため各自治体は条例化をしている。
- ・北見市も行政手続条例を持っている。もし、ここで位置付けをすると行政手続条例の根拠規定となる。
- ・ただし、国は法改正をして、意見公募手続を増やしたが、北見市の行政手続条例ではまだ反映されてない状況であり、今後は意見公募手続を別に条例化するのか、行政手続条例を改正して入れていくのか課題はあるが、流れはそういう状況である。

〔中山座長〕

- ・ここに分かりやすく、「市民からの届出」と書いては。

〔杉本委員〕

- ・ここでの「届出」は重要ではなく、31回の資料2の12ページに「意見公募手続等」ここが一番まちづくり条例の中には重要ではないかと思う。

〔笠原委員〕

- ・基本的には、建築申請を届出するなどの届出が、受理されなかった場合の判断基準、処分基準が明示されている。
- ・だから一般的にはあまり必要性がないと思う。ただ、事務局から説明があったように地方公共団体では適用除外だが、市町村で条例を作っている。根拠がないのでまち条例に入れる事によって生きていくし、見直しも図れるのではないか。

〔中山座長〕

- ・するとこのままの条文でも良いか。

〔笠原委員〕

- ・中身を解説部分で説明すれば良いと思う。

〔中山座長〕

- ・25条はこのままで、解説でしっかりと説明する。どうしてこれが存在し、どう言う事を明らかにすることでメリットがあるのかを解説で説明する。

第26条（公益通報）

〔中山座長〕

- ・修正、付け加えなどあるか。
- ・ないようなので、26条はこのままとする。

第27条（要望、意見等への対応）、第28条（権利の救済）

〔中山座長〕

- ・27条、28条はオンブズマンに関することであり、一括して。

〔井上委員〕

- ・以前の話では27条の「苦情」はいらんとして「要望、意見」だけで良いとしたのではないか。

〔中山座長〕

- ・「苦情」を削除し、「要望、意見等」にした。

〔笠原委員〕

- ・心配なのは27条がオンブズマンを想定しているものなのかどうか。明記されていない。
- ・他では明記しているところがあったはず。
- ・この条文だと「市長等は」であって、必ずしも当てはまるのかどうか。

〔中山座長〕

- ・市長等の中に入っていて、この章の中に入っていること自体おかしいかも。

〔杉本委員〕

- ・オンブズマンであればある程度独立性を担保されているので、独立させないといけない。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・27条の市長等（執行機関、市役所）は市民から要望、意見をいただいた時には、それを反映しながら内容や原因を調査し対応するという市長等の義務みたいなものを書き、先ほどの市が設置するオンブズマン機関は28条で記載している。

- ・民間で行うオンブズマンは別であるが、市が設置するオンブズマンは 28 条である。
- ・流れとしては、市は当然そういう対応をし、さらにオンブズマンも設置するということ。

〔中山座長〕

- ・そうであれば、このままでも良いのではないか。

〔杉本委員〕

- ・28 条の「権利の救済」という表現がイメージ出来ないのでは。

〔中山座長〕

- ・確かに、この表現が分かりづらいかも。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・たたき台では、なるべく横文字を使わないようにしており、この表現になっている。
- ・パブリックコメントも「意見の公募」としている。

〔杉本委員〕

- ・オンブズマンは意見表明とかのスタンスでやっているが、オンブズマンはオンブズマン以外に言葉がないのではないか。行政監視人みたいな感じ。

〔中山座長〕

- ・27 条は「苦情又は不服申立て」を削除し、「要望、意見等」のみとする。
- ・28 条の表記「権利の救済」は変更する。

第 29 条（監査）

〔中山座長〕

- ・先ほど出資団体でも少し触れたが、別物なので何か意見はないか。

〔笠原委員〕

- ・地方自治法 196 条では、監査委員は議会の同意を得て、人格が高潔で識見を有するものとあるが、以前の北見市監査委員の領収書問題には疑念が残る。
- ・北見市の監査事務規定を見ると、そういう事には殆ど触れられていない。
- ・滋賀県大津市の監査規定の中には、「委員は、監査実施に際しては公正を旨とし、能率の改善と実績の向上に資することに留意し、徒らに摘発にわたることがあってはならない」と書いてある。
- ・監査の考え方自体がどうなのかと感じる。条文の問題ではなく、内容の問題として地方自治法の選出基準や監査の中身などを改めて見直してほしい。
- ・北見の監査事務規定は細かい。大津市は 8 条しかない。事細かにやったら職員も無駄なエネルギー使っているのではないか。
- ・手続の問題であって、目的が明確になれば摘発するためではなく、行政運営がいかにより市民のため効率的に透明性を持ってやってもらえるか、そういう立場でやってもらえれば良い訳である。

〔中山座長〕

- ・29 条はそういう観点で書かれている。

〔笠原委員〕

- ・ちょっと細か過ぎると思う。

〔中山座長〕

- ・事務局としてはどう思うか。

〔事務局～企画財政次長〕

- ・基本的には、監査事務運営規定は地方自治法と公営企業法に基づいた監査を行いなさいということであり、そこでは様々なことが定められており、それらのことがきちんとされているか細かく規定されている内容になっている。
- ・ここで監査を設けたのは、まちづくり条例上こう言うまちづくりをしていくために市民の権利や方向性、市長等の責務などを定めた時、監査をどのように市長等の部局として保障したら良いのかと言う事で、何らかの規定が必要であることからここに入れている。
- ・たたき台としては、委員の意見で監査が必要とのこともあり、設けるとしたら市長等の中で設けたたたき台としている。

〔事務局～企画課長〕

- ・今ある監査のことを規定されているところは少ない。規定しているところは外部監査を謳っているところが多い。

〔笠原委員〕

- ・第三者の監査機関と言うものが、北見市の場合現実に想定しにくい。本来であれば外部委員評価制度や外部監査、第三者オンブズマンのように独立した機関の方が良いと思う。
- ・第三者機関設置についてと言う項目を条例として載せるのは、また別な話になると思う。
- ・ここは市の中の話だから、どうしたら良いか。
- ・市民の立場に立った第三者機関を設立すると言う項目でやれば一番スッキリするが。

〔中山座長〕

- ・これを残すか残さないか。

〔笠原委員〕

- ・やっぱり監査委員は残した方が・・・でも・・・。

〔中山座長〕

- ・とりあえず 29 条は残しておく。
- ・また異議があればその時に受けたい。

～ 検討内容のまとめ～

第 18 条（総合計画）

- 第 1 項 一部修正 以前「実施計画」を削除したが復活させる。
ただし、文言整理必要。（「以下、総合計画」の（ ）は今のところ実施計画が入らないよう整合性をとり、基本計画の後ろにもってくる。）
最後の文言を「策定し公表するものとする」に修正。
- 第 2 項 新たな条文を作成
「総合計画は市の政策を定める最上位の計画である」を追加する。
- 第 3 項 たたき台の第 2 項を第 3 項へ変更。
- 第 4 項 「総合計画の進行管理を適正に行い、その結果を公表していく。」
（文言整理必要）

第5項 「総合計画は必要に応じて見直さなければならない」(総合計画を主語に)(解説の中で具体的な例として政策等の変更、市長の交代などを書くことを検討)

第21条(組織運営等)

第1項 たたき台のとおり

第2項 「職員を監督、育成する」の「監督」を削除する。
(最初の条文のとおりとする)

第22条(出資団体等に対する関与)

第1項 一部修正 「その必要性について」を削除する。(文言整理必要)
(1)～(4)はたたき台のとおり

新たに第2項を加え、「運営体制や経営状況、活動の成果及びその評価を公表する」をキーワードに条文を作る。

第23条(災害等への対応)

何章になるか未定だが「安全安心なまちづくり」(仮称)の章を新たに立て、23条はこのまま1項とし、2項を「市民は、災害等に備え自ら考え、緊急時には地域で相互に助け合います。」を新たに加える。

第1項、第2項とも「計画的に」を入れる。(文言整理必要)

第24条(法令の遵守等)

たたき台のとおり

第25条(行政手続)

たたき台のとおり (解説でしっかりと説明する)

第26条(公益通報)

たたき台のとおり

第27条(要望、~~苦情~~意見等への対応)

一部修正 「苦情又は不服申立て」を削除し、「要望、意見等」のみとする。

第28条(権利の救済)

一部修正 表題(権利の救済)を変更する。
条文はたたき台のとおり

第29条(監査)

たたき台のとおり。ただし、今後異議があれば修正の可能性あり。

次回の会議について

〔中山座長〕

・次回は、「第7条 共働の原則」及び「第8章 地域自治」を検討する。

〔事務局～企画課長〕

・次回会議は5月7日に開催。

〔中山座長〕

・以上で、本日の会議を終了する。